

# 園 則

社会福祉法人みどの福祉会

新町かぜいろこども園

# 新町かぜいろこども園 園則（兼運営規定）

（事業所の名称等）

第1条 社会福祉法人みどの福祉会が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 新町かぜいろこども園
- (2) 所在地 高崎市新町730番地3

（施設の目的及び運営方針）

第2条 新町かぜいろこども園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子ども（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、園児・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- 5 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うものとする。
- 6 当園は、「高崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（学級の編制）

第3条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（認可定員）

第4条 当園の認可定員は125名とする。

（利用定員）

第5条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項

各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下「1号認定」という。）15名
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定」という。）60名
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定」という。）のうち、満1歳以上の子ども 38名
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 12名

（提供する教育・保育等の内容）

第6条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第12条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。）
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て支援事業
- (4) 延長保育事業
- (5) 病児保育事業（体調不良児対応型）
- (6) 休日保育事業
- (7) 一時預かり事業
- (8) その他の教育・保育に係る行事等

（保護者に対する子育て支援の内容に関する事項）

第7条 前条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年9月7日文部科学省・厚生労働省令第3号）第2条各号のとおりとする。

（延長保育）

第8条 当園は、保育標準時間認定子どもについては7時から18時まで、保育短時間認定子どもについては8時30分から16時30分まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

（病児保育：体調不良児対応型）

第9条 当園に入園している子どもに対して、保育中に微熱を出す等比較的軽い病気で集団保育が困難になった場合、保護者が迎えに来るまでの間、保健室等で看護師等が保育を行う。

（休日保育事業）

第10条 当園は、8時00分から19時00分まで、日曜日及び祝祭日に高崎市内の保育

所または認定こども園に入所（園）している乳幼児の保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

（一時預かり事業）

第11条 当園は、8時30分から17時30分まで（延長保育有）、保護者が、病院や出産、家族の看護などで緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第12条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、園児の受け入れ状況等により員数が変動する場合は有る。

（1）園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。

（2）副園長 1名

副園長は、利用乳幼児を全体的に把握し、園長を補佐する。

（3）主幹保育教諭 2名

主幹保育教諭は、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。

（4）保育教諭 30名程度

保育教諭は、教育・保育に専従しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務をおこなう。

（5）看護師 1名

看護師は、利用乳幼児の健康管理及び施設の保健衛生の保持等をおこなう。

（6）栄養士 3名

栄養士は、給食及びおやつの献立作成及び栄養計算、給食及びおやつの調理、利用乳幼児等の食育を実施する。

（7）調理員 2名

調理員は、栄養士が作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

（8）事務員 2名

事務員は、園に必要な事務処理、経理事務等をおこなう。

（9）用務員 1名

用務員は、園内外の管理、修理等をおこなう。

（10）嘱託学校医・嘱託学校歯科医・嘱託学校薬剤師 各1名

嘱託学校医・嘱託学校歯科医・嘱託学校薬剤師は、利用乳幼児の健康診断、利用乳幼児および職員の健康相談、その他保健等の指導助言をおこなう

（学年及び学期）

第13条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から 7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(開園時間)

第14条 当園の開園時間は次の通りとする。

- (1) 月曜日から金曜日 7時～20時
- (2) 土曜日 7時～20時

(教育・保育の提供を行う時間)

第15条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）  
7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）  
8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 教育標準時間（5時間）  
9時から14時までを標準とする。

(教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第16条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定については、月曜日から金曜日までとする。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日

3 以下の期間及び日においては、1号認定に対する教育・保育の提供は原則として行わない。

- (1) 夏季休業 8月10日から8月16日まで
- (2) 冬季休業 12月29日から1月 5日まで
- (3) 春季休業 3月30日から4月 3日まで
- (4) 土曜日

4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

(入園に関する事項)

第17条 当園に入園するときは、当園が定める所定の手続きを要する。

- 2 1号認定について、入園希望者が利用定員を上回る場合は、当園の建学の精神に基づく選考を行う。
- 3 2号認定及び3号認定については、市町村の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。

4 前2項の規定に関わらず、園児の支給認定区分変更に伴う園内の移動については、園長が決定する。

(休園、退園、転園に関する事項)

第18条 休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第19条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定及び2号認定が小学校就学の始期に達したとき
  - (2) 2号認定及び3号認定の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
  - (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、終了証書を授与する。

(保護者から受領する利用者負担額その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額)

第20条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村の利用料を当園に支払うものとする。

2 高崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づき設定する特定負担額は次のとおりとする。

項目	内容(理由・目的)	納付額
施設維持管理費	園施設等の維持管理費用	月額 1,000円

3 高崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づき、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを受けることがある。

認定	種類	納付額
1号認定	主食費	月額 1,000円
	副食費	月額 4,800円
	16:30までの一時預かり	月額 4,000円
	16:30以降の延長保育	1時間 300円
	土曜日の保育	日額 500円
	長期休業日の保育	日額 200円
2号認定	主食費	月額 1,000円
	副食費	月額 5,300円
短時間認定	16:30以降の延長保育	1時間 300円

4 休日保育の料金は無料とする。但し8時間を越え保育する場合は30分につき300円とする。

5 園児以外の一時的預かり保育の料金は、1人あたり1時間300円とする。尚、給食が必要な場合は給食費を別途300円とする。また、17:30以降の保育は延長保

育とし、延長保育料は30分につき300円とする。

(緊急時における対応方法)

第21条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な処置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、高崎市、子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第22条 当園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(次項及び第4項において「計画等」という。)を作成することとする。

2 当園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法について理解させるよう努めることとする。

3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第23条 当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第24条 当園は、教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供しない。

(記録の整備)

第25条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 教育・保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した教育・保育に係る提供記録

(3) 高崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条に規定する支給認定を行った市町村への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

附 則

この園則は平成27年4月1日から実施する。

この園則は平成29年4月1日に改正する。

この園則は平成30年8月1日に改正する。

この園則は令和元年10月1日に改正する。

この園則は令和2年3月31日に改正する。

この園則は令和3年3月31日に改正する。

この園則は令和4年3月31日に改正する。

この園則は令和6年3月31日に改正する。